

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（351））
2. 日時：令和2年8月17日16時00分～18時35分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室
4. 出席者  
原子力規制庁：  
新基準適合性審査チーム  
守谷火災室長、義崎管理官補佐、角谷安全審査官、照井安全審査官、奥田検査技術専門職

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 部長（原子力安全技術） 他10名

#### 5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、重大事故等対策の大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に関して、令和2年8月7日に提出された資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。
  - 大規模損壊で考慮する土石流について、流出土砂量を設計基準の2倍程度とすることに対して、影響範囲が変わらないこと、土石流が各建物まで到達しないとする考え方について、土石流の影響範囲及び建物までの距離を踏まえて詳細な図等に示して説明すること。
- (3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

#### 6. その他

関係資料：なし